

全労金2023春季生活闘争ニュース・第28号

～勝ち取ろう賃金改善！“みんなの春季生活闘争”で生活不安を払拭しよう！～

《合意速報No. 6》

近畿労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

近畿労組は、3月17日11時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求			回 答		
		正社員	契約社員	嘱託社員 特別嘱託社員	正社員	契約社員	嘱託社員 特別嘱託社員
最低賃金		時間額1,150円、日額8,430円、月額172,820円への引き上げ			要求通り		
基本賃金	改善内容	月額1,500円、時給10円			応じられない		
一時金		1.0	週5日：80,000円 週4日以内：50,000円		0.96	週5日：78,000円 週4日以内：46,000円	
昨年実績		0.94	週5日：76,000円 週4日以内：44,000円		0.94	週5日：76,000円 週4日以内：44,000円	
安定雇用	無期転換	—	要求	—	—	応じられない	—
雇用環境	私傷病休職	—			—		
	育児時短	小学校3年生まで			要求通り		
単組独自要求		—	—	—	—	—	—

《関連会社の発言概要》

- 今春闘は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症に加え、物価の上昇をはじめとする社会情勢の大きな変化の中での交渉となったが、要求については組合員の切実なものと真摯に受け止め、協議を行ってきた。
- 弊社は近畿労働金庫の100%子会社として事業継続のために、業務を適正かつ効率的に運営することが求められているが、新型コロナウイルス感染症が継続する中で業務を継続できたのは社員の頑張り・努力によるものである。
- 賃金に関する要求の中で、一時金については社員の頑張りに報いるために経営状

況を踏まえた精一杯の内容とした。

- 弊社がろうきん事業の一翼を担い発展に寄与していくためにも、業務を堅確かつ効率よく行うとともに、2023年度は第4次中期経営計画の最終年度にあたり、目標の達成に向け社員が一丸となって取り組むことが必要である。
- 社内には様々な課題があるが、コミュニケーションを大切にして働きやすい職場を構築していくために、引き続き見直すべき課題に対しては早急に行っていく。

《宮西闘争委員長の発言概要》

- 今春闘にあたっては、会社を取り巻く環境や経営状況等を踏まえながら、現在の急激な物価上昇による実質賃金の低下やコロナ禍における社員・組合員の努力・奮闘を勘案し、組合員と意見交換を重ねたうえで厳選した掛け値なしの要求を組み立てた。
- 次年度以降も厳しい経営見通しが続いており、基本賃金の改善に踏み込むことは難しいことから、要求には応じられないとのことであったが、年間一時金については、次年度以降の厳しい経営見通しのなか、昨年実績を上回る回答であったことは、コロナ禍における社員・組合員一人ひとりの日々の努力・奮闘を認めるものであり、会社として誠実に対応いただいたものと受け止めている。
- 雇用に関する環境整備については、労組要求どおりに「育児に関する所定労働時間の短縮措置の対象範囲を小学校3年生終了時までの子を養育する社員」に拡大が図られ、社員・組合員が、仕事と育児を両立し、安心して働き続けることができる環境整備に大きく寄与するものと評価している。
- 第4次中期経営計画の最終年度である2023年度は、不透明な社会情勢のなか、非常に厳しい環境下での事業運営となるが、困難を乗り越えて、変化に適応するためにも、労働組合と労働金庫の原点である「助け合い」の精神を大切にしながら、ろうきんビジネスサポートの理念とビジョンに自信と誇りを持ち、社員・組合員が安心して働き続けることができる職場づくりに、労働組合としての役割と責任を果たしていきたいと考えている。

単組は、①満額ではないものの、年間一時金について昨年度実績を上回る回答が示されたこと、②厳しい経営状況ではあるが全社員が一丸となってこの難局を乗り切り、労使で意見交換を重ねながら取り組んでいくという会社の姿勢が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（4単組／3月23日16時現在）

静岡・四国（金庫）・四国（関連）・北陸・近畿（金庫）・近畿（関連）

以 上